

京都大学大学院人間・環境学研究所の組織に関する規程

(平成十六年達示第十六号)

(趣旨)
第一条 この規程は、京都大学大学院人間・環境学研究所(以下「人間・環境学研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科長)

第二条 人間・環境学研究所に、研究科長を置く。

2 研究科長は、人間・環境学研究所の専任の教授をもって充てる。

3 研究科長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き四年を超えることができない。

4 研究科長は、人間・環境学研究所の校務をつかさどる。

(教授会)

第三条 人間・環境学研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(研究科会議)

第四条 次の各号に掲げる事項について審議するため、人間・環境学研究所会議を置く。

一 人間・環境学研究所の教育課程の編成に関する事項

二 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

三 その他人間・環境学研究所の教育に関し必要な事項

(専攻及び講座)

第五条 人間・環境学研究所の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

共生人間学専攻 人間社会論講座、思想文化論講座、認知・行動科学講座、数理科学講座、言語科学講座、外国語教育論講座

共生文明学専攻 現代文明論講座、比較文明論講座、文化・地域環境論講座、歴史文化社会論講座

相関環境学専攻 共生社会環境論講座、分子・生命環境論講座、自然環境動態論講座、物質相関論講座

2 前項に掲げるもののほか、人間・環境学研究所の専攻に協力講座を置くことができる。

3 協力講座に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

(専攻長)

第六条 前条第一項の専攻に専攻長を置き、人間・環境学研究所の教授をもって充てる。

2 専攻長の任期は、一年とし、再任を妨げない。

3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。

(事務組織)

第七条 人間・環境学研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第八条 この規程に定めるもののほか、人間・環境学研究所の内部組織については、研究科長が定める。

2 1 附 則
この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
京都大学大学院人間・環境学研究所長候補者選考規程（平成三年達示第三十四号）は、廃止する。